



令和3年5月10日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

**愛知県緊急事態措置の発出を受け、  
公共施設の利用を午後8時までとします。**

豊川市では、新型コロナウイルス感染症に係る愛知県緊急事態宣言措置の発出を受け、公共施設の利用時間等について、下記のとおりとします。

記

- 1 利用時間  
午後8時以降の利用が可能である施設について、午後8時までとします。
- 2 利用者の上限  
収容定員に対して50%以下  
(大声での歓声、声援の無い前提の利用であっても定員の50%以下となります。)
- 3 飲食を伴う行事等(変更なし)  
不可(ただし、個人で用意する水分の補給を除く。)
- 4 期間  
令和3年5月12日(水)から令和3年5月31日(月)まで

※ 各施設の状況、利用条件、イベントの中止等は、市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.toyokawa.lg.jp/singatacorona/event/index.html>



【お問合せ先】

(施設利用制限等に関すること)

豊川市役所 市民部文化振興課 坂田 宮嶋

TEL:0533-84-8411 Eメール: [bunka@city.toyokawa.lg.jp](mailto:bunka@city.toyokawa.lg.jp)

(広報・ホームページに関すること)

豊川市役所 秘書課 中村 杉本

TEL:0533-89-2121 Eメール: [info@city.toyokawa.lg.jp](mailto:info@city.toyokawa.lg.jp)

※ 詳しくは、各担当課等にお問い合わせください。